別表１（第３条関係）

１ 対象事業	２ 事業内容	３ 交付対象経費	４ 事業主体	５ 交付率	６ 重要な変更
鳥獣被害防止総合対策交付金 (1)鳥獣被害防止総合対策整備交付金	(1)鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業） ①鳥獣被害防止施設 ア　新規整備 イ　再編整備 ②処理加工施設 ③捕獲技術高度化施設 ④地域提案	実施要綱に基づいて行う事業に要する経費(注)	実施要領（別記１）の第１の３に定める協議会及びその構成員	定額又は 1/2 以内 ただし、次の(1)から(6)までの要件のいずれかに該当する場合は 5.5/10 とする。 (1)山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村 (2)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）以下単に「過疎地域」という。） (3)離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 (4)半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 (5)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第４項の規定に基づき公示された特定農山村地域 (6)棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された棚田地域 また、上記に関わらず、鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できることとし、鳥獣被害防止施設及び処理加工施設を整備する場合の上限単価については、別表２に定めるところによるものとする。	対象事業の中止又は廃止
(2)鳥獣被害防止総合対策推進交付金	(1)鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業） ①被害防止活動推進 ア 推進体制の整備 イ 有害捕獲 ウ 被害防除 エ 生息環境管理 オ サル複合対策 カ 他地域人材活用 キ ICT 等新技術の活用 ②鳥獣被害対策実施隊特定活動 ア 大規模緩衝帯整備 イ 誘導捕獲柵わな導入 ③ＩＣＴ（情報通信技術）等新技術実証	実施要綱に基づいて行う事業に要する経費(注) ただし、事業内容欄の(1)の①のア、ウについては、シカの捕獲に限る。	実施要領（別記１）の第１の３に定める協議会	定額、1/2以内 ただし、次に掲げるとおり定額補助できるものする。 (1)実施要領（別記１）の第１の１の（１）に定める被害緊急対応型にあっては、鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」と言う。）が行う事業内容欄の①のイからキの取組に要する経費について、一市町村当たりの限度額を次のとおり定める。 ①捕獲の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村の限度額は 500 千円以内とする。 ②捕獲の有資格者が１名以上、５名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は 1,000 千円以内とする。 ③捕獲の有資格者が５名以上、20 名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は 2,000 千円以内とする。 ④捕獲の有資格者が 20 名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は 3,000 千円以内とする。 ⑤事業内容欄の①のオの取り組みに要する経費については、上記の①から④までの限度額に 1,000 千円以内を加算できるものとする。 ⑥事業内容欄の①のカの取り組みに要する経費については、上記の①から④までの限度額に他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施する者１人当たりに対して 100 千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000 千円を上限とする。 ⑦事業内容欄の①のキの取り組みに要する経費については、上記の①から④までの限度額に 2,000 千円以内を加算できるものとする。 (2)実施要領（別記１）の第１の１の（２）に定める広域連携型にあっては、実施隊が行う事業内容欄の①のイからエの取組に要する経費について、一市町村当たり前項の①、②、③、④の額に 200 千円を加算した額以内を限度額とする。 なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を越えた広域的な捕獲を実施する場合、一市町村当たり前項の②、③、④の額に 500 千円を加算した額以内を限度額とする。 (3)過年度に鳥獣（被）害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体が行う事業内容欄の①のアからエの取組に要する経費について、被害緊急対応型においては一市町村当たり 2,000 千円以内（(1)の④の場合は 3,000 千円以内）、広域連携型においては事業実施主体を構成する一市町村当たり 2,200 千円以内（(1)の④の場合は 3,200 千円以内）を限度額とする。 なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を越えた広域的な捕獲を実施する場合、一市町村当たり前項の②、③、④の額に 500 千円を加算した額以内を限度額とする。	(1)対象事業の中止又は廃止 (2)事業内容の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減（３割以下の増減を除く。）
	④農業者団体等民間団体被害防止活動		実施要領（別記１）の第１の３に定める協議会の構成員である農林漁業関係団体等		

１ 対象事業	２ 事業内容	３ 交付対象経費	４ 事業主体	５ 交付率	６ 重要な変更
	⑤ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ⑥鳥獣被害対策実施隊体制強化 ⑦捕獲サポート体制の構築 ⑧重点捕獲対策強化 ⑨処理加工施設の人材育成 ⑩ＩＣＴの活用による情報管理の効率化		実施要領（別記１）の第１の３に定める協議会	(4)ＩＣＴ等新技術実証における限度額は、被害緊急対応型にあっては一市町村当たり 1,000 千円以内とし、広域連携型にあっては一市町村当たり 1,100 千円以内とする。 (5)農業者団体等民間団体被害防止活動における限度額は、一市町村当たり 2,000 千円以内とする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、一団体当たり 2,000 千円以内とする。 (6)ジビエ等の拡大利用に向けた地域の取組における限度額は、一市町村当たり 3,000 千円以内とする。ただし、衛生管理認証の新規取得に要する経費の限度額は、一施設当たり 350 千円以内とする。 (7)鳥獣被害対策実施隊体制強化については、一市町村当たり 2,000 千円以内（一カ月の上限 200 千円）とする。 また、上記に関わらず、事業内容欄の①のイのうち捕獲用具及び②のアとイに係る上限単価については、別表２に定めるところによるものとする。 (8)捕獲サポート体制の構築における限度額は、サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が 40 名以上となる市町村にあっては、１市町村当たり 1,000 千円以内を、サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が 80 名以上となる市町村にあっては、１市町村当たり 2,400 千円以内を、限度額として定額交付できるものとする。 (9)重点捕獲対策強化については、シカ（幼獣を除く。）の捕獲頭数の状況（増加数、増加率）に応じて、 ア 県内における捕獲頭数の増加数が最も多い市町村から順に１市町村当たり 300 千円、200 千円、100 千円以内を限度額、 イ 県内における捕獲頭数の増加率が最も大きい市町村から順に１市町村当たり 300 千円、200 千円、100 千円以内を限度額 として、定額交付できるものとする。 なお、ア及びイは重複して支援を受けることはできないものとし、重複した場合は、ア及びイのうちより大きい限度額を優先するものとする。この場合において、更に限度額が同額の場合はアを優先する。また、重複した場合は次点の市町村に対して限度額として定額交付できるものとする。 (10)処理加工施設の人材育成については、１施設当たり 1,920 千円（１ヶ月の上限 160 千円）以内を限度額として定額交付できるものとする。 (11)ＩＣＴの活用による情報管理の効率化については、１市町村当たり 3,500 千円以内を限度額として定額交付できるものとする。 また、上記に関わらず、事業内容欄の①のイのうち捕獲用具及び②のアとイに係る上限単価については、別表２に定めるところによるものとする。	
	(2)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 ①有害捕獲 ア 有害捕獲 イ 捕獲個体の埋設・運搬 ウ 捕獲個体の施設での焼却等処分 エ 現地確認に係る事務		実施要領（別記３）の第１の３に定める協議会及びその構成員である市町村	定額 ただし、事業内容欄の①のアを実施する場合の上限単価については、別表２に定めるところによるものとする。	

注　仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。